

離島活性化交付金事業実施要領

	平成25年5月20日	国国離第23-3号
改正	平成26年2月6日	国国離第82号
改正	平成27年2月3日	国国離第46号
改正	平成28年4月1日	国国離第56号
改正	平成29年4月3日	国国離第59号
改正	平成30年4月2日	国国離第50号
改正	平成31年4月1日	国国離第59号
改正	令和3年1月28日	国国離第47号
改正	令和5年4月1日	国国離第35号
改正	令和6年4月1日	国国離第103号

(趣旨)

第1条 離島活性化交付金事業（以下「本事業」という。）の実施については、離島活性化交付金事業実施要綱（平成25年5月20日付国国離第23-1号（以下「実施要綱」という。））によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の対象)

第2条 実施要綱第3条（1）に定める定住促進事業ア、イ及び同条（2）交流促進事業ア、イ、ウは、当該事業を離島振興対策実施地域以外の場所で実施することがより効果的であることが期待される場合に限り、当該地域外で実施することができるものとする（交流促進事業イ、ウは、関係人口創出に向けた取組並びに船客待合所及びその周辺のトイレの改修等に限る。）。また、同条（1）定住促進事業ウについては離島の流通効率化に資する場合に限り、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で施設の整備等を行うことができるものとする。

2 実施要綱第3条（1）ア②に定める輸送支援の戦略産品は、別添1の品目分類表（小分類）から5品目以内を指定するものとする。また、原材料等については、戦略産品1品目につき別添1の品目分類表（小分類）から1品目を指定するものとする。ただし、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年4月27日法律第33号）の別表に掲げられている地域（以下「特定有人国境離島地域」という。）の戦略産品は、別添2の品目分類表（小分類）から5品目以内を指定するものとする。

なお、輸送支援の内容は、「離島から本土」に「移出」する際の「海上輸送費」及び「本土から離島」に「移入」する際の「海上輸送費」とし、輸送品目ごとの日付、輸送区間、輸送費を出荷伝票、荷受書等で客観的に確認できることを要件とする。

ただし、特定有人国境離島地域における輸送支援は、「海上輸送費」及び「航空輸送費」とし、その範囲等は、以下のとおりとする。

(1) 海上輸送及び航空輸送の範囲

交付対象となる輸送の範囲は、特定有人国境離島地域内に存する港湾、漁港又は空港（その周辺の倉庫を含む。以下「港湾等」という。）と本土の港湾等又は卸売市場との間の海上輸送又は航空輸送及びこれと一体的に行われる荷受け・保管・小運搬、荷揚げ等とする。

(2) 二次離島から一次離島への輸送の取扱い

本土への直接の輸送手段の無い離島（以下「二次離島」という。）からの戦略産品は、本土への直接の輸送手段を持つ近くの離島（以下「一次離島」という。）の卸売業者、製造業者その他の事業者で購入若しくは集約され、又は加工等されて、当該事業者から本土に移出される場合がある。こうした二次離島から一次離島への輸送に要する経費についても、本土への移出の実績が取引書類等により確認できる場合には、交付対象経費に算入することができるものとする。

(3) 戻し航走料等の取扱い

自社のトラック又は専用コンテナ等を使用して戦略産品を特定有人国境離島地域から本土に輸送した際に、復路の車両航走料又は輸送費等を負担する必要がある場合には、当該経費を交付対象とすることができる。

また、他の事業者へ委託して同様の輸送を行う際については、契約等に基づいて往路又は復路の車両航走料等を負担する必要がある場合に限り、当該経費を交付対象とする。

3 実施要綱第3条(1)ア③に定める創業支援は、以下の要件に該当するものを支給の対象とするものとする。

(1) 交付の対象

企業の創業支援は、社会的事業の起業を行うものを対象とする。なお、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（雇用機会拡充事業）及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生起業支援事業）等、他事業の採択を受けた事業及び申請中の事業については、交付の対象外とする。

(2) 企業の創業に関する要件

交付対象となる創業については、次に定める事項の全てに該当すること。

ア. 各都道府県又は市町村が地域の実情を踏まえて実施する社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的とした起業、事業承継又は第二創業（以下「起業等」という。）であること。また、以下に定める全ての要件を満たす起業家が実施するものであること。

(ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。（社会性及び必要性）

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること。（事業性）

イ. 本事業の起業等は、離島振興対策実施地域内で行うこと。

ウ. 起業家が起業地の離島振興対策実施地域内に居住している、又は起業等を行う年度内に居住する予定があること。

エ. 国の交付決定後、完了日までに起業等すること。

オ. 公序良俗に反する起業等でないこと。

(3) その他

対象事業の選定にあたっては、地方自治体、商工会及び金融機関等から構成される審査選定委員会の審査を経る、または地方自治体が選定した執行団体による審査を経るものとする。

4 実施要綱第3条(1)ウ④に定める付属設備とは、温度測定器、電源など、本体事業と一体となって活性化計画の目標の達成に真に必要な設備であること。

5 実施要綱第3条(2)イに定める交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくりについて、衛生環境の改善のための施設整備(トイレの改修等(洋式化、バリアフリー化。新設は支援対象外))を行う場合は、以下の要件に適合する施設整備に限る。

- ① 地方公共団体の事業により、パンフレット・映像の作成、イベントにおける紹介、その他観光情報の発信が行われている観光施設等(地域の観光名所)、その周辺及びそのアクセス経路に既に設置されているもので、その改修等により、交流人口の拡大に寄与すると認められるもの。
- ② 地方公共団体が所有し、地方公共団体または地方公共団体と管理協定を結んだ地域団体が現在保守を行っており、今後も行っていくことが可能であるもの。

6 用地代は交付対象から除く。

(離島活性化計画の作成)

第3条 実施要綱第6条第1項に定める離島活性化事業計画(以下「活性化計画」という。)は、別紙に定める離島活性化事業計画作成要領により作成するものとする。

また、複数の離島に係る事業を一体として実施することがより効果的であることが期待される場合には、複数の離島の事業をまとめて活性化計画を作成することができるものとする。

(活性化計画の審査基準)

第4条 実施要綱第6条第3項に定める国土交通大臣が行う活性化計画の内容の審査は、以下の基準により行うものとする。

- (1) 離島振興計画と整合性があること。
- (2) 離島活性化交付金等事業計画に位置付けられていること。
- (3) 活性化計画の内容が、定量的な目標を定めているなど、当該地域の活性化に関し有効かつ効果的と確認できるものであること。特に、租税特別措置法施行令第6条の3第13項第2号に規定されている産業の振興に関する計画を市町村において作成している場合は、活性化計画が当該計画と整合性が図られていること。

(活性化計画の変更)

第5条 実施要綱第6条第4項に定める重要な変更とは、目的、成果目標、事業費、事業実施主体、実施場所及び、輸送支援においては戦略産品及び原材料等の変更とする。

(離島活性化協議会の設置)

第6条 実施要綱第7条第1項(2)の規約は、以下の項目を定めるものとする。

- ア 名称
- イ 目的
- ウ 事業(業務内容など)
- エ 委員(構成メンバー)
- オ 役員及び職務(会長、副会長など)
- カ 任期
- キ 会議(審議内容など)
- ク 会議の招集、運営
- ケ 事務局

(関係法規に基づく許認可)

第7条 本事業の実施に当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法規に基づく確認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(雇用の創出の状況等)

第7条の2 実施要綱第11条第5項ただし書きの雇用の創出の状況等とは、指定した戦略製品の生産等に携わる就業者人口の増減等とする。

(事業実施後の措置)

第8条 実施要綱第12条第1項の完了報告は、実績報告書(離島活性化交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。))の別記様式8)により、本事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。)から起算して1箇月以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

なお、国土交通大臣は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく本事業が適正に完了したことを確認するものとする。

2 事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手續を行うものとする。

(事後評価等)

第9条 実施要綱第13条の評価の報告は、原則として、離島活性化計画目標評価報告書(参考様式)により、活性化計画の目標年度の翌年度の6月30日までに行うものとする。

また、目標の達成状況が低調である場合とは、活性化計画の目標の達成率が70%未満であるものとする。

(対象施設等の管理)

第10条 事業実施主体は、対象施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

(1) 管理主体

対象施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

なお、事業実施主体が直接管理する場合よりその対象施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより対象施設等を管理する場合には、その団体等に管理させることができる。

(2) 管理方法

事業実施主体は、その管理する対象施設等について、交付金計画により適正な管理運営を行うとともに、対象施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

(3) 改築等に伴う手続

① 事業実施主体は、当該対象施設等を国土交通省所管補助金等交付規則の期間内において改築、改良、補修を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、国土交通大臣に届け出るものとする。

② ①により届出を受けた国土交通大臣は、当該改築等の必要性を検討するものとする。

(事業実施主体が行う関係書類の整備)

第11条 交付要綱の第15条の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

(1) 予算決算関係書類

予算書及び決算書

(2) 工事施工関係書類

① 入札てん末書類

② 請負契約書類

③ 工事完了届及び現場写真

(3) 経理関係書類

① 金銭出納簿

② 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、出荷伝票、荷受書及び借用証書等）

(4) 往復文書等

活性化計画、交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

(5) 施設管理関係書類

財産管理台帳

(6) その他

(附則)

この要領は、平成25年5月20日から適用する。

(附則)

この要領は、平成26年2月6日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年2月3日から適用する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年1月28日から適用する。

(附則)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の実施要綱第3条(1)ウ①及び(3)アの規定による事業であつて、令和4年度補正予算により実施する事業については、令和5年度に限り、なお従前の例による。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(参考様式)

離島活性化計画 目標評価報告書

事業名：

実施主体名	目標年度	実施期間
活性化計画の実施区域		

1. 活性化計画目標の達成状況

活性化計画目標	目標値A	実績値B	達成率(%) B/A	備考

(コメント)

--

2. 目標達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容及び事業量	事業実施主体
事業の効果	

3. 総評

(コメント)

--

(別添1) 品目分類表

(注) 港湾調査に基づく。

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
(1) 農 水 産 品	麦	大麦	大麦
		小麦	小麦
		その他の麦	裸麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	雑穀	あわ、ひえ、マイロ
	野菜・果物	いも類	甘しょ、馬鈴しょ
		野菜類	大根、キャベツ、きのこ
		果物類	りんご、くり、バナナ
	綿花	綿花	綿花
	その他農産品	麻	大麻
		油脂用作物	菜種、ごま、採油用大豆
		その他の工芸作物	砂糖きび、コーヒー豆、とうがらし
		農産加工品	なわ、むしろ、稲わら、麦わら
		他に分類されない農産品	花き、種子
	羊毛	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣肉	牛肉、豚肉、鶏肉
		鳥獣類	牛、豚、鶏
未加工乳		未加工乳	
鳥卵		鶏卵	
動物性粗繊維・原皮・原毛皮		動植物性粗繊維（原羽毛、獣毛）	
他に分類されない畜産品		犬、猫、天然はちみつ	
水産品	魚介類（生鮮、冷凍もの）	魚介類（生鮮、冷凍）	
	魚介類（塩蔵、乾燥もの）	魚介類（塩蔵、乾燥）	
	その他の水産品	海藻類、のり加工品、真珠、観賞魚類	
(2) 林 産 品	原木	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	その他の林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	薪	しばまき、そだ
		木炭	木炭、黒炭、たどん、おがライト
(3) 鉱 産 品	石炭	石炭	石炭、無煙炭、せん石、原料炭、一般炭
		亜炭	亜炭、泥炭
	鉄鉱石	鉄鉱	鉄鉱石、砂鉄鉱、硫酸焼鉱、硫酸さい、粉鉱石
		硫化鉄鉱	硫化鉄鉱
	金属鉱	非鉄鉱	ニッケル鉱、マグネシウム鉱
		その他の金属鉱	マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱
	砂利・砂	砂利	砂利、碎石、軽量骨材
		砂	河砂、浜砂
	石材	石材	花こう岩、大理石、玉石、灯ろう、石碑、墓石
	原油	原油	原油、歴青油、天然アスファルト
		天然ガス	天然ガス（ガス状のもの）
	りん鉱石	りん鉱石	りん鉱石、グアノ、りん酸カリウム
	石灰石	石灰石	石灰石（大理石を除く。）
	原塩	原塩	岩塩、天日塩、にがり、かん水
	非金属鉱物	けい砂	けい砂
粘土		粘土	
その他の非金属鉱物		石こう、水晶、陶石、タルク、カオリン	

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示	
(4) 金属 機械 工業 品	鉄鋼	鉄	銑鉄、原鉄、鋳鉄品、シリコンマンガン、フェロシリコン	
		鋼	粗鋼、普通鋼半製品、銑鉄	
	鋼材	鋼材	形鋼、棒鋼、鋼板、帯鋼、鋼管	
		非鉄金属	地金・合金	銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル
			伸銅品	非鉄金属のインゴット、粉、板、管
			電線・ケーブル	銅線、電力ケーブル
	金属製品	その他の非鉄金属	シリコン、マンガン	
		建設用金属製品	鉄骨、鉄塔、綱橋	
		建築用金属製品	サッシ、シャッタ	
		線材製品	ボルト、金網、ねじ、くぎ	
		刃物工具	包丁、金づち、はさみ	
	鉄道車両	鉄道車両	機関車、電車、客車	
		完成自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車	
	その他輸送用車両	その他の輸送用車両	動力付運搬機、フォークリフト	
	二輪自動車	二輪自動車	オートバイ、モータ・スクータ、二輪車用側車	
	自動車部品	自動車部品	ガソリン機関、自動車車体、自動車用部品、CKD	
	その他輸送機械	自転車及びその他の車両	シャーシ、自転車、リヤカー、そり	
		船舶	船舶、船舶用機器	
		航空機	飛行機、機体部品、ロケット	
	産業機械	繊維機械及びミシン	織機、紡機、ミシン、ミシン部品	
		産業機械	エレベーター、破砕機、掘削機、農業用機械、機械部分品	
	電気機械	電気機械	変圧器、配電盤、電動工具、半導体、パソコン	
	測量・光学・医療用機械	測量・光学・医療用機械	測量機、計量器、望遠鏡、カメラ	
事務用機器	事務用機器	電子卓上計算機、複写機、ワードプロセッサ		
その他機械	その他の機械	自動販売機、消化装置、温水暖房装置		
	船用品(機械)	小分類「その他の機械」と同じ		
(5) 化学 工業 品	陶磁器	陶磁器	磚子、磚管、ブッシング	
		その他の陶磁器	食器、タイル	
	セメント	セメント	ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント	
	ガラス類	板ガラス	板ガラス	
	ガラス類	ガラス製品	ガラス製品、光ファイバー	
	窯業品	れんが	れんが	
		セメント製品	コンクリート製品、テラゾー製品	
		石灰	生石灰、消石灰	
		その他の窯業品	炭素製品、研磨材	
	重油	重油	A重油、B重油、C重油	
		船用品(重油)	小分類「重油」と同じ	
	石油製品	揮発油	ガソリン、ナフサ、航空タービン燃料油	
		その他の石油	灯油、軽油、潤滑油	
		船用品(石油)	小分類「その他の石油」と同じ	
	LNG(液化天然ガス)	L N G (液化天然ガス)	液化天然ガス	
	LPG(液化石油ガス)	L P G (液化石油ガス)	液化プロパンガス、液化ブタン	
	その他石油製品	その他の石油製品	絶縁油、グリース、ワセリン	
	コークス	コークス	コークス、半成コークス	
	石炭製品	石炭製品	練炭、豆炭	
	化学薬品	硫酸	硫酸	
		ソーダ	か性ソーダ、炭酸ソーダ	
		その他の化学薬品	塩酸、アンモニア、アセチレンガス	

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
(5) 化学工業品	化学肥料	窒素原肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硝酸ナトリウム
		りん酸原肥料	りん酸原肥料
		カリ原肥料	硫酸カリウム、塩化カリウム
		その他の化学肥料	化成肥料、石灰質肥料
	染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	染料・顔料・塗料	合成染料、有機顔料、ラッカー、シンナー
	合成樹脂	合成樹脂及びその他のプラスチック	
	動植物性油脂	精製ラード、オリーブ油、菜種油、マーガリン、化粧品	
	他に分類されない化学工業品	医薬品、金属処理剤、家庭用合成洗剤、電気絶縁材料	
(6) 軽工業品	紙・パルプ	パルプ	クラフトパルプ、サルファイトパルプ、碎木パルプ
		紙	筆記用紙、壁紙
	糸及び紡績半製品	糸及び紡績半製品	紡績糸、生糸、絹糸
	その他繊維工業品	織物	織物、不織布、ひも
	砂糖	砂糖	粗糖、氷砂糖、水あめ、ぶどう糖
	製造食品	製造食品	ハム、牛乳、かまぼこ、茶、菓子、調理冷凍食品、小麦粉
	飲料	飲料	清涼飲料、ビール、清酒、焼酎
	水	水	飲料水、氷、雪
		船用品(水)	小分類「水」と同じ
	たばこ	たばこ	紙巻たばこ、葉巻たばこ
その他食料工業品	その他の食料工業品	食塩、化学調味料、イースト、ゼラチン	
(7) 雑工業品	がん具	がん具	がん具
	衣服・身廻品・はきもの	衣服・身廻品・はきもの	衣服、寝具、かばん、靴、敷物、タオル
	文房具・運動娯楽用品・ 楽器	書籍及び印刷物	雑誌、カレンダー、証券印刷物
		文房具、運動娯楽用品	事務用具、娯楽用品、運動競技用品、CD
		楽器	楽器
	家具装備品	家具	家具
		衛生暖房用具	石油ストーブ、ガスレンジ、湯沸器、浴そう、ほうき
		台所及び食卓用品	ざる、なべ、弁当箱、米びつ、はし
		装飾用品	美術品、収集品及び骨とう品
	その他日用品	その他の日用品	ろうそく、ヘアブラシ、ハンガー、ティッシュ
	ゴム製品	ゴム製品	ゴムタイヤ、再生ゴム、ゴムバンド
	木製品	ベニヤ板	単板、合板
		その他の木製品	障子、改良木材及び再生木材
	その他製造工業品	皮革製品	皮革製品
その他の製造工業品		眼鏡、農機具、漁具、医療用品	
(8) 特殊品	動植物性製造飼肥料	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす、配合飼料
	輸送用容器	金属製輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク、商品コンテナ
		その他の輸送用容器	パレット、木製容器、合成樹脂製容器、紙袋、ふた

(別添2) 品目分類表(特定有人国境離島地域の戦略産品用)

(注) 港湾調査に基づく。

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
(1) 農水産品	その他農産品	農産加工品	なわ、むしろ、稲わら、麦わら
	水産品	魚介類(塩蔵、乾燥もの)	魚介類(塩蔵、乾燥)
		その他の水産品	海藻類、のり加工品、真珠、観賞魚類
(2) 林産品	原木	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	その他の林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
	薪炭	薪	しばまき、そだ
木炭		木炭、黒炭、たどん、おがライト	
(3) 鉱産品	石炭	石炭	石炭、無煙炭、せん石、原料炭、一般炭
		亜炭	亜炭、泥炭
	鉄鉱石	鉄鉱	鉄鉱石、砂鉄鉱、硫酸焼鉱、硫酸さい、粉鉱石
		硫化鉄鉱	硫化鉄鉱
	金属鉱	非鉄鉱	ニッケル鉱、マグネシウム鉱
		その他の金属鉱	マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱
	砂利・砂	砂利	砂利、碎石、軽量骨材
		砂	河砂、浜砂
	石材	石材	花こう岩、大理石、玉石、灯ろう、石碑、墓石
	原油	原油	原油、歴青油、天然アスファルト
		天然ガス	天然ガス(ガス状のもの)
	りん鉱石	りん鉱石	りん鉱石、グアノ、りん酸カリウム
	石灰石	石灰石	石灰石(大理石を除く。)
	原塩	原塩	岩塩、天日塩、にがり、かん水
	非金属鉱物	けい砂	けい砂
粘土		粘土	
その他の非金属鉱物		石こう、水晶、陶石、タルク、カオリン	
(4) 金属機械工業品	鉄鋼	鉄	銑鉄、原鉄、鋳鉄品、シリコンマンガン、フェロシリコン
		鋼	粗鋼、普通鋼半製品、銑鉄
	鋼材	鋼材	形鋼、棒鋼、鋼板、帯鋼、鋼管
	非鉄金属	地金・合金	銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル
		伸銅品	非鉄金属のインゴット、粉、板、管
		電線・ケーブル	銅線、電力ケーブル
		その他の非鉄金属	シリコン、マンガン
	金属製品	建設用金属製品	鉄骨、鉄塔、綱橋
		建築用金属製品	サッシ、シャッター
		線材製品	ボルト、金網、ねじ、くぎ
		刃物工具	包丁、金づち、はさみ
		その他の金属製品	ばね、溶接棒
	鉄道車両	鉄道車両	機関車、電車、客車
	完成自動車	完成自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車
	その他輸送用車両	その他の輸送用車両	動力付運搬機、フォークリフト
	二輪自動車	二輪自動車	オートバイ、モータ・スクータ、二輪車用側車
	自動車部品	自動車部品	ガソリン機関、自動車車体、自動車用部品、CKD
	その他輸送機械	自転車及びその他の車両	シャーマン、自転車、リヤカー、そり
		船舶	船舶、船舶用機器
航空機		飛行機、機体部品、ロケット	
産業機械	繊維機械及びミシン	織機、紡機、ミシン、ミシン部品	
	産業機械	エレベーター、破碎機、掘削機、農業用機械、機械部分品	
電気機械	電気機械	変圧器、配電盤、電動工具、半導体、パソコン	

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
(4) 金属機械工業品	測量・光学・医療用機械	測量・光学・医療用機械	測量機、計量器、望遠鏡、カメラ
	事務用機器	事務用機器	電子卓上計算機、複写機、ワードプロセッサ
	その他機械	その他の機械 船用品(機械)	自動販売機、消化装置、温水暖房装置 小分類「その他の機械」と同じ
(6) 化学工業品	陶磁器	陶磁器	磚子、磚管、プッシング
		その他の陶磁器	食器、タイル
	セメント	セメント	ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント
	ガラス類	板ガラス	板ガラス
	ガラス類	ガラス製品	ガラス製品、光ファイバー
	窯業品	れんが	れんが
		セメント製品	コンクリート製品、テラゾー製品
		石灰	生石灰、消石灰
		その他の窯業品	炭素製品、研磨材
	重油	重油	A重油、B重油、C重油
		船用品(重油)	小分類「重油」と同じ
	石油製品	揮発油	ガソリン、ナフサ、航空タービン燃料油
		その他の石油	灯油、軽油、潤滑油
		船用品(石油)	小分類「その他の石油」と同じ
	LNG(液化天然ガス)	LNG(液化天然ガス)	液化天然ガス
	LPG(液化石油ガス)	LPG(液化石油ガス)	液化プロパンガス、液化ブタン
	その他石油製品	その他の石油製品	絶縁油、グリース、ワセリン
	コークス	コークス	コークス、半成コークス
	石炭製品	石炭製品	練炭、豆炭
	化学薬品	硫酸	硫酸
		ソーダ	か性ソーダ、炭酸ソーダ
		その他の化学薬品	塩酸、アンモニア、アセチレンガス
	化学肥料	窒素原肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硝酸ナトリウム
りん酸原肥料		りん酸原肥料	
カリ原肥料		硫酸カリウム、塩化カリウム	
その他の化学肥料		化成肥料、石灰質肥料	
染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	染料・顔料・塗料	合成染料、有機顔料、ラッカー、シンナー	
	合成樹脂	合成樹脂及びその他のプラスチック	
	動植物性油脂	精製ラード、オリーブ油、菜種油、マーガリン、化粧品	
	他に分類されない化学工業品	医薬品、金属処理剤、家庭用合成洗剤、電気絶縁材料	
(6) 軽工業品	紙・パルプ	パルプ	クラフトパルプ、サルファイトパルプ、碎木パルプ
		紙	筆記用紙、壁紙
	糸及び紡績半製品	糸及び紡績半製品	紡績糸、生糸、絹糸
	その他繊維工業品	織物	織物、不織布、ひも
	砂糖	砂糖	粗糖、氷砂糖、水あめ、ぶどう糖
	製造食品	製造食品	ハム、牛乳、かまぼこ、茶、菓子、調理冷凍食品、小麦粉
	飲料	飲料	清涼飲料、ビール、清酒、焼酎
	水	水	飲料水、氷、雪
		船用品(水)	小分類「水」と同じ
	たばこ	たばこ	紙巻たばこ、葉巻たばこ
その他食料工業品	その他の食料工業品	食塩、化学調味料、イースト、ゼラチン	
(7) 雑工業品	がん具	がん具	がん具
	衣服・身廻品・はきもの	衣服・身廻品・はきもの	衣服、寝具、かばん、靴、敷物、タオル
	文房具・運動娯楽用品・ 楽器	書籍及び印刷物	雑誌、カレンダー、証券印刷物
	楽器	文房具、運動娯楽用品 楽器	事務用具、娯楽用品、運動競技用品、CD 楽器

大分類	中分類	小分類	内 容 例 示
(7) 雑 工 業 品	家具装備品	家具	家具
		衛生暖房用具	石油ストーブ、ガスレンジ、湯沸器、浴そう、ほうき
		台所及び食卓用品	ざる、なべ、弁当箱、米びつ、はし
		装飾用品	美術品、収集品及び骨とう品
	その他日用品	その他の日用品	ろうそく、ヘアブラシ、ハンガー、ティッシュ
	ゴム製品	ゴム製品	ゴムタイヤ、再生ゴム、ゴムバンド
	木製品	ベニヤ板	単板、合板
その他の木製品		障子、改良木材及び再生木材	
その他製造工業品	皮革製品	皮革製品	
	その他の製造工業品	眼鏡、農機具、漁具、医療用品	
(8) 特 殊 品	動植物性製造飼肥料	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす、配合飼料
	輸送用容器	金属製輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク、商品コンテナ
		その他の輸送用容器	パレット、木製容器、合成樹脂製容器、紙袋、ふた

離島活性化事業計画作成要領

離島活性化交付金事業実施要綱（平成25年5月20日付け国離第23-1号。以下「実施要綱」という。）第6条の「離島活性化事業計画」（以下「事業計画」という。）には次の事項について別紙様式に基づき記述するものとする。

- 1 事業名（キャッチフレーズの付いているものはキャッチフレーズを記入すること。）
- 2 事業の種類（「定住促進事業」「交流促進事業」の区別。なお、各事業の詳細区別も明記する。）

3 事業の目的

4 事業の概要

（各事業共通）

事業実施区域の所在地、島名

事業実施主体（複数の事業主体による共催実施の場合は代表事業主体名及び共催事業主体名をそれぞれ記入し、共催者ごとの分担所掌事務を記入すること。規約等による定めがある場合は当該規約書の添付にて足りるものとする。）

事業の実施場所（実施場所が複数にわたる場合には、その全てを記載すること。）

事業の実施期間（複数の事業を実施する場合は事業ごとの実施期日を記すこと。）

主要施設及び交通体系が記載された図面を添付すること。

（定住促進事業）

- ・戦略産業育成方針（戦略的に育成する産業について、考え方と併せて記述すること。）
- ・活性化対象品目
- ・産業活性化のための取組み内容
- ・定住誘引の内容、方法
- ・デジタル技術等新技術導入の内容、方法（解決する地域課題の内容及び備品を導入する場合、その必要性及び使用方法等の具体的内容。）
- ・小規模離島等生活環境改善の内容、方法（日常的な生活環境に生じている具体的な支障内容及び備品を導入する場合、その必要性及び使用方法等の具体的内容。）
- ・実施要綱第3条の(1)のキのその他の定住促進に資する事業を実施する場合は、その概要（目的、実施時期、内容等と、雇用の創出や人口減少の抑制等への寄与）

(交流促進事業)

- ・発信する地域情報の概要(方法、対象、内容等)
- ・想定する交流拡大のための取組み(方法、実施場所、内容(施設整備を行う場合、修繕の内容。)等)
- ・参加予定人数(複数の事業を実施する場合は事業ごとの参加予定人数を記入すること。)

(定住促進事業及び交流促進事業において施設整備等事業を実施する場合に以下を明記)

- ・施設整備の場所及び用地の概要
- ・規模及び構造(図面添付)
- ・施設内容(別表2による)
- ・利用計画(別表3による)
- ・施設の整備完了予想図
- ・附近見取図
- ・配置図
- ・同種又は類似の施設の数及び利用状況
- ・機材導入の必要性 ※
- ・機材の種類 ※
- ・保管場所 ※

※ 機材の導入を行う場合

5 離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画との関係

6 事業の成果目標等

- (1) 成果目標の達成に向けた工程(事業内容と、成果目標の相関関係を明確に記入)
- (2) 成果目標(原則として定量的なアウトカム指標及びアウトプット指標を複層的に設定すること。)
- (3) 成果目標の確認方法

7 地域の概要

- (1) 沿革
- (2) 位置及び自然条件(地形、地質等)
- (3) 面積
- (4) 人口規模及び推移(申請年度直近の過去3回の国勢調査人口及び申請年度の前年度の3月31日現在の住民基本台帳人口を記入すること。)
- (5) 主要産業の現状
- (6) 地域の抱えている課題及び問題点
- (7) 交流の現状及び課題
- (8) 観光入り込み客の推移(申請年度直近の過去3ヶ年度の概数)

8 収支予算

9 経費の配分(事業ごとに必要なものを作成すること。)

経費の構成及び内容

(定住促進事業)

(1) 産業活性化事業

① 戦略産品開発

離島資源を活用した農産物等のブランド化や新たな特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等に要する経費で、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、調査研究費、広報経費等からなる経費とする。

② 輸送支援

島の戦略産品を島外へ出荷する際の輸送及び原材料等の移入に係る輸送に要する経費とする。

③ 企業誘致・創業等促進

企業誘致に向けた調査・基本戦略・計画立案、相談窓口設置・情報提供、実施主体の運営、コーディネーター招聘、島内人材のスキルアップ、モニターツアーの実施、企業マッチング等に要する経費で、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、調査研究費、広報経費等からなる経費とする。

なお、企業の創業支援に要する対象経費は、設備費、改修費、店舗等借入費、研究開発費、広告宣伝費、従業員の教育訓練経費、人件費等からなる経費とする。

(2) 定住誘引事業（定住情報の提供）

離島出身者のUターンを促進するためのイベントの開催やインターネットを活用した情報発信や、移住希望者のための窓口となる組織の設立及び長期滞在プログラムの実施等に要する経費で、人件費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、雑役務費、システム開発経費、広報経費等からなる経費とする。

(3) デジタル技術等新技術活用促進事業

デジタル等の新技術を導入することにより地域課題解決を図る取組に要する経費で、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、雑役務費、システム開発経費、調査研究費、広報経費、備品費等からなる経費とする。

(4) 小規模離島等生活環境改善事業

人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する取組に要する経費で、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、雑役務費、システム開発経費、調査研究費、広報経費、備品費等からなる経費とする。

(5) 安全安心向上事業

防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査、計画策定、防災機能強化のための設備等に要する経費で、印刷製本費、雑役務費、調査費、広報経費、設備整備費、備品費等からなる経費とする。

(交流促進事業)

島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる、以下の事業。

(1) 地域情報の発信

離島の自然環境、文化、景観等を活かした観光・交流の促進のために行う、HPの運用、新聞雑誌への広告掲載、パンフレット作成等の広報活動等に要する経費で、旅費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、広報経費等からなる経費とする。

(2) 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり

地域にある自然風景、遺跡などの資源の発掘、顧客のニーズに応じた体験・健康等の観光メニューの開発、先進事例調査、関係人口創出に向けた中間支援組織の立上げ等に要する経費で、人件費、謝金、旅費、雑役務費、調査費、広報経費、施設改修費等からなる経費とする。

(3) 島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進

離島留学（寄宿舎の整備を含む。ただし、寄宿舎の新築については、既存施設の改修による整備を検討し、新築のみでしか寄宿舎の整備が出来ない場合に限ること。）、体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート及び農林水産業体験事業、関係案内所等でのイベントの実施等に要する経費で、謝金、旅費、消耗品費、会場借料、雑役務費、広報経費、施設整備費等からなる経費とする。

(定住促進事業及び交流促進事業において施設整備等事業を含む場合)

(1) 工事費

工事費は、施設整備に要する経費（給排水工事、造園・植栽工事、電気工事、衛生工事等の付帯設備費を含む。）であって、純工事費、諸経費及び工事雑費に区分する。

ア 純工事費

純工事費は、工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用で、直接工事費、共通仮設費及び機械器具損料とする。

イ 諸経費

諸経費は請負業者が必要とする現場経費及び一般管理費とする。

ウ 工事雑費

工事雑費は、事業の実施主体が現場事務所等において工事に間接的に必要な経費とする。

(2) 機材の導入

ア 機械器具費

① 本機購入費

② 付属機械器具購入費

イ 工事雑費

本機及び付属機械器具の運送料。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を除くものとする。

(3) 測量試験費及び設計管理費

(4) 事務費

事務費は、事業の実施主体が事業実施のために必要な費用であって、(1)の(ウ)工事雑費に掲げるもの以外の旅費、消耗品等とする。

(5) 指導監督費

指導監督費は本事業について、都道府県が調査、指導、監督等を行うのに必要な経費とする。

10 収支計画書（別表1による）

(附則)

この要領は、平成25年5月20日から適用する。

(附則)

この要領は、平成26年2月6日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年2月3日から適用する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年1月28日から適用する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の実施要綱第3条(1)ウ①及び(3)アの規定による事業であって、令和4年度補正予算により実施する事業については、令和5年度に限り、なお従前の例による。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

離島活性化交付金に係る離島活性化事業計画書(記載例)

1 事業名	
2 事業の種類	(定住促進事業) (交流促進事業) の別
3 事業の目的	
4 事業の概要	<p>(各事業共通) 事業実施区域の所在地、島名 事業実施主体 事業の実施場所 事業の実施期間(工期)</p> <p>(定住促進事業) 戦略産業育成方針 活性化対象品目 産業活性化のための取組み内容 (戦略製品の取組み内容、輸送費支援の内容、企業誘致・創業支援の内容) 定住誘引の内容、方法 デジタル技術等新技術導入の内容、方法(備品を導入する場合、その必要性及び使用方法等の具体的内容) 小規模離島等生活環境改善の内容、方法(日常生活環境に生じている具体的な支障内容並びに備品を導入する場合、その必要性及び使用方法等の具体的内容) 要件への適合状況</p> <p>(交流促進事業) 地域情報の発信内容、方法 交流拡大のための取組み内容 参加予定人数</p> <p>(定住促進事業及び交流促進事業において施設整備等を含む場合) 施設の構造 施設の規模 建設事業計画書(別添) 工程表(別添) 同種又は類似の施設の数及び居利用状況(別添) 機材の種類 保管場所</p>
5 離島振興計画、離島活性化交付金等事業計画との関係	
(1) 離島振興計画における本事業の位置付け	

(2) 離島活性化交付金等事業計画における本事業の位置付け	
6 事業の成果目標等	
(1) 成果目標の達成に向けた工程	
(2) 成果目標及び達成目標年度	
(3) 成果目標の確認方法	
7 地域の概要	
(1) 沿革	
(2) 位置及び自然条件	
(3) 面積	
(4) 人口規模及び推移	
(5) 主要産業の現状	
(6) 地域の抱えている課題及び問題点	
(7) 交流の現状及び課題	

(8) 観光客の 入り込み数の 推移	
--------------------------	--

8 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
国庫補助金				
都道府県負担額				
市町村負担額				
民間団体負担額				
計				

(2) 支出の部

経費区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
〇〇〇事業費				
賃 金				
報償費				
旅 費				
・ ・ ・				
・ ・ ・				

9 経費の配分（変更または実績）

(1) 経費の総括

年度	事業項目	全体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	I. 定住促進事業 II. 交流促進事業 合 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	I. 定住促進事業 II. 交流促進事業 合 計							
・ ・ ・								
(必要に応じて追加すること)								

(2) 定住促進事業

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	1 産業活性化事業							
	2 定住誘引事業							
	3 流通効率化事業							
	4 デジタル技術等 新技術活用促進事 業							
	5 小規模離島等生 活環境改善事業							
	6 安全安心向上事 業							
	7 その他の事業							
	合 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	1 産業活性化事業							
	2 定住誘引事業							
	3 流通効率化事業							
	4 デジタル技術等 新技術活用促進事 業							
	5 小規模離島等生 活環境改善事業							
	6 安全安心向上事 業							
	7 その他の事業							
	合 計							
・ ・ ・								
(必要に応じて追加すること)								

(注) 必要に応じて経費の内訳表を作成すること。

(3) 交流促進事業

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	1 地域情報の発信							
	2 交流人口・関係 人口拡大のための 仕掛けづくり							
	3 島外住民との交 流の実施・繋がり の構築の推進							
	4 その他の事業							
	合 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	1 地域情報の発信							
	2 交流人口・関係 人口拡大のための 仕掛けづくり							
	3 島外住民との交 流の実施・繋がり の構築の推進							
	4 その他の事業							
	合 計							
・ ・ ・								
(必要に応じて追加すること)								

(注) 必要に応じて経費の内訳表を作成すること。

(施設整備を含む場合の様式)

ア 工事費

年度	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	(1) 純工事費							
	(2) 諸経費							
	(3) 工事雑費 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	(1) 純工事費							
	(2) 諸経費							
	(3) 工事雑費 計							
(必要に応じて追加すること)								

イ 機材の導入

年度	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	(1)機械器具費 (2)工事経費 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	(1)機械器具費 (2)工事経費 計							
(必要に応じて追加すること)								

ウ 測量設計費

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	(1) 測量試験費 (2) 設計管理費 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	(1) 測量試験費 (2) 設計管理費 計							
・ ・ ・								
(必要に応じて追加すること)								

工 事 務 費

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	旅 費 会議費 消耗品費 ・ 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	旅 費 会議費 消耗品費 ・ 計							
・ ・ ・								
(必要に応じて追加すること)								

才 指導監督費

	経費区分	全 体 事業費 (A+B+C +D+E)	総事業費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				補助対象 外経費 (E)
				国庫 補助金 (A)	都道県 負担額 (B)	市町村 負担額 (C)	民間団体 負担額 (D)	
全 体 計 画	旅 費 会議費 消耗品費 ・ 計							
○ 年 度 ・ 第 一 年 度	旅 費 会議費 消耗品費 ・ 計							
・ ・ ・								
(必要に応じて追加すること)								

別表 1

収 支 計 画 書

(単位：円)

(1) 収入の部

区分	負担金及び補助金						寄附金		協賛金		雑 入				合 計
	国 庫 補助金	都道県 負担金	市町村 負担金	民間団体 負担金	その他共催者 負担金	合 計		合 計		合 計	入場料	参加料	雑 入	合 計	
全体事業費															
合計															
うち補助対象事業															
合計															
うち補助対象外事業															
合計															

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	経費区分	事業内容	
		金額	内 訳
全体事業費	賃金 報償費 旅費 ・ ・ ・ ・ ・		
合計			
うち補助対象事業	賃金 報償費 旅費 ・ ・ ・ ・ ・		
合計			
うち補助対象外事業	賃金 報償費 旅費 ・ ・ ・ ・ ・		
合計			

別表 2

施設内容調書

区分	施設名	規模等	内容
補助対象事業	(記入例) Iターン者用住宅	150m ²	
補助対象外事業			

(注) 内容欄は、具体的な施設内容を記載すること。

別表 3

施設の利用計画

施設名	利用の種類	利用計画	延利用人数
(記入例) I ターン者用住宅	・入居	・ソフトボールの練習（青年団） 20人／回 100日	100人